

官報

昭和四十六年十二月十日

第六十七回 衆議院會議録 第二十二号

昭和四十六年十二月十日(金曜日)

議事日程 第十五号

昭和四十六年十二月十日

午後二時開議

第一 一般職の職員に給する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
第二 特別職の職員に給する法律及び沖繩復帰のための準備委員会への日本国政府代表に關する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第三 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

日程第一 一般職の職員に給する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第二 特別職の職員に給する法律及び沖繩復帰のための準備委員会への日本国政府代表に關する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第三 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出)
国会議員の歳費、旅費及び手当等に關する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

午後一時四十分開議
○議長(船田中君) これより會議を開きます。

日程第一 一般職の職員に給する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第二 特別職の職員に給する法律及び沖繩復帰のための準備委員会への日本国政府代表に關する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第三 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○議長(船田中君) 日程第一、一般職の職員に給する法律の一部を改正する法律案、日程第二、特別職の職員に給する法律及び沖繩復帰のための準備委員会への日本国政府代表に關する臨時措置法の一部を改正する法律案、日程第三、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

一般職の職員に給する法律の一部を改正する法律案

右

昭和四十六年十月十八日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

一般職の職員に給する法律の一部を改正する法律
第一条 一般職の職員に給する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。
第十条の三第一項中「二十年以内」を「三十年

以内」に改め、「採用の日」の下に「(第一号に掲げる官職に係るものにあつては、採用後人事院規則で定める期間を経過した日)」を加え、同項第一号中「四万五千元」を「八万円」に改める。
第十三条の三の次に次の一条を加える。

第十三条の三 第三項中「千七百円」を「二千二百円」に、「一人については」を「二人までについては、それぞれ」に、「千二百円」を「そのうち一人については千四百円」に改める。

(筑波研究学園都市移転手当)

第十三条の四 試験所、研究所、大学等、人事院規則で定めるもの(以下「試験研究機関等」という。)に所属する職員がその所属する試験研究機関等又はその一部の筑波研究学園地区(筑波研究学園都市建設法(昭和四十五年法律第七十三号)第二条第三項の政令で定める区域をいう。以下同じ。)への移転に伴い当該区域に在勤することとなつた場合は、当該職員には、当分の間、第十一条の四の規定により調整手当を支給される期間を除き、筑波研究学園都市移転手当を支給する。筑波研究学園地区以外の地域に在勤する職員で、筑波研究学園地区に新たに設置された試験研究機関等にこれらの機能の設置に伴い異動したものであるもの、同様とする。

2 筑波研究学園都市移転手当は、筑波研究学園地区に所在する試験研究機関等に勤務する職員のうち、前項の規定により筑波研究学園都市移転手当を支給される職員(以下「移転職員」という。)以外の職員で、移転職員との権衡上必要があると認められるものにも支給する。

3 筑波研究学園都市移転手当の月額は、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額の百分の八をこえない範囲内で人事院規則で定める。

4 前三項に規定するもののほか、第二項の規定により筑波研究学園都市移転手当を支給される職員の範囲その他筑波研究学園都市移転手当の支給に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

5 第一項又は第二項の規定により筑波研究学園都市移転手当を支給される職員が第十一条

の五の規定により調整手当を支給されることとなる職員である場合における筑波研究学園都市移転手当と同条の規定による調整手当との調整に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

6 職員に筑波研究学園都市移転手当を支給される間、第五条第一項中「超過勤務手当」とあるのは「筑波研究学園都市移転手当、超過勤務手当」と、第十九条中「及びこれに対する調整手当」とあるのは「並びにこれに対する調整手当及び筑波研究学園都市移転手当」と、第十九条の三第二項中「調整手当」とあるのは「調整手当及び筑波研究学園都市移転手当」と、第十九条の四第二項中「及びこれに対する調整手当」とあるのは「並びにこれに対する調整手当及び筑波研究学園都市移転手当」と、「これらに対する調整手当」とあるのは「これらに対する調整手当及び筑波研究学園都市移転手当」と、第二十三条第二項及び第三項中「住居手当」とあるのは「住居手当、筑波研究学園都市移転手当」と、同条第四項中「及び住居手当」とあるのは「住居手当及び筑波研究学園都市移転手当」と、同条第五項中「住居手当」とあるのは「住居手当、筑波研究学園都市移転手当」とする。
第十九条の三第二項中「合計額」の下に「(人事院規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に俸給月額に百分の二十五をこえない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)」を加え、「百分の百」を「百分の百十」に改める。
第十九条の四第二項中「合計額」の下に「(人事院規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に俸給月額に百分の二十五をこえない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)」を加える。
第二十二條第一項中「八千三百円」を「九千円」に改める。
別表第一から別表第八までを次のように改める。

別表第一 行政職俸給表

イ 行政職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	126,900	95,200	—	—	—	45,800	39,500	—
2	133,000	99,600	83,600	69,500	56,900	48,400	41,400	31,000
3	139,100	104,100	87,200	72,800	59,800	51,000	43,500	32,100
4	145,300	108,800	90,800	76,100	62,700	53,600	45,700	33,200
5	151,500	113,500	94,500	79,400	65,700	56,300	47,900	34,400
6	157,700	118,200	98,200	82,700	68,700	59,000	50,100	36,100
7	163,900	122,900	101,900	86,200	71,700	61,600	52,300	37,800
8	170,100	127,600	105,600	89,700	74,800	64,100	54,500	39,500
9	176,300	132,300	109,300	93,200	77,900	66,600	56,400	40,800
10	182,500	136,600	113,000	96,700	81,000	69,100	58,300	42,100
11	187,100	140,900	116,600	100,200	84,000	71,500	60,100	43,300
12	190,600	144,500	119,800	103,500	87,000	73,900	61,900	44,500
13	194,100	147,600	123,000	106,500	89,900	76,300	63,700	45,600
14	196,900	150,100	126,200	109,500	92,500	78,400	64,900	46,700
15	199,700	152,600	128,500	112,200	94,700	80,500	66,100	47,700
16		155,100	130,800	114,900	96,400	82,000	67,100	48,600
17			133,000	117,000	97,800	83,300	68,100	49,500
18			135,200	119,100	99,100	84,500	69,100	
19				121,100	100,400	85,700	70,100	
20				123,100	101,700	86,900		
21					103,000	88,100		

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

ロ 行政職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	56,400	45,100	39,500	31,300	27,800
2	58,600	47,400	41,300	32,400	28,600
3	60,800	49,700	43,200	33,500	29,400
4	63,100	52,000	45,100	34,800	30,300
5	65,500	54,200	47,000	36,200	31,300
6	67,900	56,400	48,900	37,800	32,300
7	70,300	58,500	50,800	39,500	33,300
8	72,600	60,600	52,700	41,200	34,500
9	74,900	62,700	54,600	43,000	35,900
10	77,000	64,600	56,500	44,800	37,400
11	79,100	66,500	58,300	46,600	38,900
12	81,100	68,400	60,100	48,300	40,400
13	83,100	70,300	61,900	49,900	41,900
14	85,100	72,200	63,600	51,400	43,400
15	87,100	74,100	65,200	52,600	44,900
16	89,100	75,800	66,500	53,800	46,000
17	91,100	77,400	67,800	54,800	47,100
18	92,700	78,600	69,000	55,800	48,100
19	94,300	79,800	70,000	56,800	49,100
20	95,800	80,900	71,000	57,700	50,000
21	97,300	82,000	71,900	58,600	50,900
22	98,600	83,100	72,800	59,400	51,800
23	99,900	84,100	73,600	60,200	52,700
24	101,100	85,100	74,400	61,000	53,600
25	102,300	86,100	75,200	61,800	54,400
26	103,500			62,600	55,200
27					56,000
28					56,800
29					57,600
30					58,400

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 税務職俸給表

職務の等級	1 等 級	2 等 級	特 3 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	108,800					52,100	48,800	
2	113,500	99,600	92,200	78,500	64,700	54,700	46,000	34,400
3	118,200	104,000	95,900	81,800	67,600	57,400	48,200	35,600
4	122,900	108,400	99,600	85,100	70,600	60,100	50,400	36,800
5	127,600	112,800	103,300	88,600	73,700	62,800	52,600	38,500
6	132,300	116,900	107,000	92,100	76,900	65,500	54,700	40,300
7	136,700	120,600	110,700	95,600	80,100	68,100	56,600	42,100
8	141,100	124,300	114,400	99,100	83,300	70,600	58,500	43,300
9	145,300	128,000	118,100	102,600	86,500	73,100	60,300	44,500
10	149,500	131,700	121,800	106,100	89,700	75,600	62,100	45,600
11	153,700	135,400	125,400	109,600	92,900	78,000	63,900	47,000
12	157,900	139,100	128,600	112,900	95,900	80,400	65,700	48,400
13	162,100	142,800	131,800	116,000	98,800	82,800	67,500	49,500
14	165,200	146,100	135,000	119,100	101,300	84,900	68,700	50,400
15	168,000	148,800	137,300	121,900	103,500	86,400	69,900	51,300
16	170,800	151,300	139,600	124,600	105,200	87,600		
17	173,600	153,800	141,800	126,900	106,600	88,800		
18			144,000	129,200	107,900			
19				131,200	109,200			
20				133,200	110,500			
21				135,200				

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 公安職俸給表

イ 公安職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	特 3 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	108,800					45,100	39,000	
2	113,500	99,600	92,200	78,500	58,900	47,800	40,800	36,200
3	118,200	104,000	95,900	81,800	61,900	50,500	42,800	37,400
4	122,900	108,400	99,600	85,100	64,900	53,200	45,100	39,000
5	127,600	112,800	103,300	88,600	67,900	55,900	47,700	40,800
6	132,300	116,900	107,000	92,100	71,000	58,600	50,300	42,800
7	136,700	120,600	110,700	95,600	74,100	61,300	52,900	45,100
8	141,100	124,300	114,400	99,100	77,300	64,000	55,500	47,600
9	145,300	128,000	118,100	102,600	80,500	66,700	58,100	50,100
10	149,500	131,700	121,800	106,100	83,700	69,400	60,700	52,600
11	153,700	135,400	125,400	109,600	86,900	72,100	63,300	55,100
12	157,900	139,100	128,600	112,900	90,100	74,800	65,900	57,600
13	162,100	142,800	131,800	116,000	93,300	77,500	68,500	60,100
14	165,200	146,100	135,000	119,100	96,500	80,200	71,100	62,600
15	168,000	148,800	137,300	121,900	99,200	82,900	73,600	65,100
16	170,800	151,300	139,600	124,600	101,900	85,500	76,100	67,500
17	173,600	153,800	141,800	126,900	104,200	88,100	78,600	69,900
18			144,000	129,200	106,500	90,700	81,100	72,300
19				131,200	108,800	93,100	83,600	74,700
20				133,200	110,400	95,400	86,100	77,200
21				135,200	112,000	97,700	88,600	79,700
22					113,500	100,000	90,900	82,200
23					115,000	101,600	93,200	84,400
24					116,500	103,100	95,500	86,600
25						104,600	97,800	88,800
26						106,000	99,300	91,000
27						107,400	100,700	93,200
28							102,100	94,900
29							103,500	96,400
30								97,800
31								99,100

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 公安職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	特 3 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	108,800	—	—	—	—	52,100	43,800	—
2	113,500	99,600	92,200	78,500	64,700	54,700	46,000	34,500
3	118,200	104,000	95,900	81,800	67,600	57,400	48,200	35,700
4	122,900	108,400	99,600	85,100	70,600	60,100	50,400	37,100
5	127,600	112,800	103,300	88,600	73,700	62,800	52,800	39,000
6	132,300	116,900	107,000	92,100	76,900	65,500	55,200	41,100
7	136,700	120,600	110,700	95,600	80,100	68,100	57,600	43,500
8	141,100	124,300	114,400	99,100	83,300	70,600	60,000	45,200
9	145,300	128,000	118,100	102,600	86,500	73,100	62,400	47,000
10	149,500	131,700	121,800	106,100	89,700	75,600	64,500	48,800
11	153,700	135,400	125,400	109,600	92,900	78,200	66,600	50,600
12	157,900	139,100	128,600	112,900	95,900	80,800	68,600	52,400
13	162,100	142,800	131,800	116,000	98,800	83,400	70,600	54,200
14	165,200	146,100	135,000	119,100	101,300	85,700	72,600	56,000
15	168,000	148,800	137,300	121,900	103,500	88,000	74,200	57,800
16	170,800	151,300	139,600	124,600	105,200	89,600	75,800	59,600
17	173,600	153,800	141,800	126,900	106,600	90,900	77,200	61,400
18	—	—	144,000	129,200	107,900	92,100	78,400	63,100
19	—	—	—	131,200	109,200	93,300	79,600	64,800
20	—	—	—	133,200	110,500	94,500	—	65,900
21	—	—	—	135,200	—	—	—	67,000
22	—	—	—	—	—	—	—	68,100

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表

イ 海事職俸給表(一)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円
1	122,900	98,500	78,800	64,100	49,100	—
2	128,100	103,400	82,700	67,500	51,700	36,800
3	133,300	108,300	86,600	70,900	54,300	38,200
4	138,600	113,100	90,500	74,300	57,300	40,300
5	143,900	117,900	94,400	77,700	60,300	43,200
6	149,200	122,700	98,300	81,100	63,300	46,100
7	154,400	127,500	102,100	84,500	66,100	49,000
8	159,600	132,300	105,900	87,800	68,700	51,200
9	164,800	137,100	109,700	91,100	71,800	53,400
10	169,300	141,900	113,000	94,400	73,700	55,600
11	173,800	146,500	116,300	97,400	75,900	57,500
12	176,800	150,900	119,400	100,400	78,000	59,400
13	179,800	155,300	122,500	102,800	80,100	61,000
14	182,600	158,600	124,800	105,200	82,000	62,600
15	185,300	161,500	126,800	107,600	83,900	64,100
16	188,000	164,200	128,800	109,500	85,600	65,500
17	190,700	166,900	130,800	111,400	87,300	66,900
18	—	169,600	132,800	113,300	89,000	68,300
19	—	172,300	—	—	—	69,700
20	—	—	—	—	—	70,900
21	—	—	—	—	—	72,100

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	61,600	49,400	39,500	31,300
2	64,500	51,600	41,400	32,400
3	67,400	53,900	43,300	33,500
4	70,300	56,200	45,300	34,800
5	73,100	58,700	47,300	36,200
6	75,600	61,500	49,300	37,800
7	78,100	64,300	51,300	39,500
8	80,600	67,000	53,400	41,300
9	82,900	69,700	55,600	43,200
10	85,200	72,400	57,800	45,100
11	87,400	74,900	60,100	47,000
12	89,600	77,100	62,400	48,900
13	91,800	79,100	64,700	50,800
14	94,000	80,900	66,800	52,800
15	96,200	82,500	68,900	54,800
16	98,400	84,100	70,900	56,800
17	100,300	85,700	72,800	58,800
18	102,000	87,300	74,700	60,800
19	103,700	88,900	76,000	62,100
20	105,200	90,200	77,300	63,400
21	106,700	91,400	78,600	64,500
22	108,200	92,500	79,700	65,600
23	109,700	93,600	80,800	66,600
24		94,700	81,900	67,600
25			82,900	
26			83,900	

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 教育職俸給表

イ 教育職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	—	—	60,600	43,800	34,400
2	—	72,900	63,900	46,500	36,200
3	99,900	77,000	67,200	49,200	38,200
4	104,700	81,100	70,800	51,900	40,300
5	109,500	85,200	74,400	54,700	42,400
6	114,300	89,400	78,000	57,600	44,500
7	119,100	93,600	81,600	60,500	47,000
8	123,900	97,800	85,200	63,400	49,700
9	128,700	102,000	88,500	66,300	52,400
10	133,500	106,200	91,800	69,200	55,100
11	138,400	109,900	95,000	72,100	57,800
12	143,300	113,400	98,000	75,000	60,500
13	148,200	116,600	101,000	77,900	63,100
14	153,100	119,800	104,000	80,400	65,700
15	158,000	122,800	106,700	82,900	68,300
16	162,900	125,800	109,400	85,400	70,900
17	167,800	128,800	112,100	87,900	73,500
18	172,500	131,800	114,800	89,800	76,100
19	177,000	134,400	117,500	91,700	78,500
20	181,500	137,000	120,100	93,600	80,900
21	186,000	139,400	122,700	95,500	82,700
22	190,100	141,800	124,900	97,300	84,500
23	194,100	144,200	127,100	99,100	86,000
24	196,900	146,300	129,300	100,900	87,500
25	199,700	148,300	131,200	102,500	88,800
26		150,300	133,100	104,100	90,100
27		152,300	134,700	105,600	91,400
28		154,300		107,100	92,700

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

職務の 等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円	円	円
2	81,400	40,900	33,200
3	84,700	43,800	34,400
4	88,000	46,100	35,600
5	91,600	48,400	37,600
6	95,200	50,700	39,700
7	99,000	53,000	42,100
8	102,800	55,400	44,300
9	106,600	57,900	46,500
10	110,400	60,400	48,800
11	114,200	62,900	51,100
12	118,000	65,900	53,400
13	121,700	68,900	55,900
14	125,300	71,900	58,400
15	128,900	74,900	60,900
16	132,500	78,000	63,400
17	136,100	81,100	65,900
18	139,400	84,200	68,300
19	142,700	87,500	70,700
20	146,000	90,800	72,900
21	149,200	94,000	75,100
22	152,200	97,200	77,300
23	155,200	100,400	79,500
24	157,800	103,600	81,400
25	160,400	106,600	83,200
26	163,000	109,600	85,000
27		112,500	86,500
28		115,400	88,000
29		117,900	89,500
30		120,400	90,800
31		122,500	92,100
32		124,600	93,400
33		126,700	94,600
34		128,800	95,800
35		130,900	97,000
36		132,500	98,200
37		134,100	99,400
38		135,700	
39		137,300	
		138,900	

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和四十六年十二月十日 衆議院会議録第二十二号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外二案

ハ 教育職俸給表(三)

職務の 等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円
1	—	35,600	
2	68,000	38,100	33,200
3	71,000	40,900	34,400
4	74,000	43,800	35,600
5	77,100	46,000	37,600
6	80,200	48,200	39,700
7	83,300	50,400	42,100
8	86,500	52,600	44,300
9	89,700	54,900	46,500
10	92,900	57,300	48,700
11	96,100	59,700	50,900
12	99,300	62,200	52,900
13	102,500	65,100	54,900
14	105,500	68,000	56,900
15	108,500	70,900	58,900
16	111,400	73,800	60,900
17	114,300	76,800	62,900
18	116,800	79,800	64,900
19	119,300	82,800	66,700
20	121,500	85,500	68,500
21	123,700	88,100	69,700
22	125,900	90,700	70,900
23	128,000	93,100	72,100
24	130,100	95,300	73,200
25	131,700	97,200	74,300
26	133,300	99,100	75,400
27	134,900	101,000	76,500
28	136,500	102,900	
29	138,100	104,800	
30		106,600	
31		108,400	
32		110,000	
33		111,600	
34		113,200	
35		114,700	
36		116,200	
37		117,600	
38		119,000	
39		120,400	

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

二 教育職俸給表(四)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	138,300	—	60,600	46,100	35,600
2	143,200	81,100	63,900	48,600	38,100
3	148,100	85,200	67,200	51,100	40,900
4	153,000	89,400	70,800	53,600	43,800
5	157,900	93,600	74,400	56,100	46,100
6	162,800	97,800	78,000	58,600	48,400
7	167,700	102,000	81,600	61,100	50,700
8	172,500	106,200	85,200	63,600	53,000
9	177,000	110,500	89,400	66,600	55,400
10	181,500	114,800	93,600	69,600	57,900
11	186,000	119,100	97,800	72,600	60,400
12	190,100	123,900	102,000	75,600	62,900
13	194,100	128,700	106,200	78,700	65,400
14	197,000	133,500	109,900	81,800	67,900
15	199,800	138,400	113,400	84,900	70,400
16	—	143,300	116,600	88,100	72,700
17	—	148,200	119,800	91,300	75,000
18	—	153,100	122,800	94,500	77,300
19	—	158,000	125,800	97,600	79,600
20	—	162,900	128,800	100,700	81,600
21	—	167,100	131,800	103,800	83,600
22	—	170,100	134,400	106,800	85,400
23	—	173,100	137,000	109,800	87,200
24	—	176,100	138,900	112,700	88,600
25	—	178,900	140,800	115,600	90,000
26	—	181,700	142,700	118,100	91,400
27	—	184,500	144,600	120,600	92,800
28	—	—	146,500	122,700	94,200
29	—	—	148,400	124,800	—
30	—	—	—	126,900	—
31	—	—	—	129,000	—
32	—	—	—	131,100	—
33	—	—	—	132,700	—
34	—	—	—	134,300	—

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 研究職俸給表

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	—	—	40,600	34,400	—
2	—	—	42,800	36,200	31,000
3	—	—	45,100	38,000	32,100
4	98,600	68,100	47,900	39,800	33,200
5	103,100	71,800	50,700	41,800	34,400
6	107,600	75,500	53,500	44,000	36,200
7	112,200	79,200	56,400	46,500	38,000
8	116,900	82,900	59,400	49,000	39,800
9	122,100	86,600	62,400	51,700	41,200
10	127,300	90,200	65,400	54,400	42,600
11	132,500	93,700	68,400	57,100	43,900
12	138,000	97,200	71,500	59,900	45,200
13	143,500	100,700	74,600	62,800	46,500
14	149,000	103,900	77,700	65,700	47,700
15	154,500	106,900	80,700	68,300	48,900
16	159,800	109,700	83,700	70,900	49,900
17	165,100	112,300	86,700	73,200	50,900
18	170,400	114,600	89,400	75,500	—
19	175,100	116,900	92,100	77,800	—
20	179,800	119,200	94,800	79,800	—
21	183,900	121,300	97,400	81,600	—
22	187,700	123,400	99,200	83,400	—
23	191,500	125,400	101,000	84,900	—
24	194,300	127,400	102,800	86,300	—
25	197,100	129,400	104,500	87,600	—
26	—	131,300	106,200	88,900	—
27	—	133,200	107,900	—	—
28	—	135,100	—	—	—

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 医療職俸給表

イ 医療職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	127,100	94,100		53,200
2	131,900	98,600	80,800	56,800
3	136,700	103,100	85,100	60,400
4	141,500	107,900	89,600	64,000
5	146,300	112,700	94,100	68,200
6	151,000	117,500	98,600	72,400
7	155,700	122,300	103,100	76,600
8	160,100	127,100	107,700	80,800
9	164,500	131,900	112,300	85,000
10	168,900	136,700	116,900	89,200
11	173,300	141,500	121,500	93,400
12	177,600	145,700	125,300	96,700
13	181,900	149,900	129,100	100,000
14	186,200	154,100	132,700	103,200
15	189,900	158,300	135,900	106,400
16	193,500	161,500	139,100	109,600
17	197,100	164,700	142,300	112,800
18	199,900	167,900	145,500	116,000
19	202,700	170,400	147,500	118,200
20		172,900	149,500	120,400
21		175,300	151,400	122,000
22		177,700	153,300	123,600
23		180,100	155,200	125,200
24			157,100	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円
1	98,500	72,500	51,600	40,500	34,400	
2	103,200	76,000	54,400	42,400	36,200	32,100
3	107,900	79,500	57,200	44,500	38,000	33,200
4	112,700	83,000	60,100	46,700	39,900	34,400
5	117,500	86,700	63,000	49,000	41,800	36,100
6	122,300	90,400	65,900	51,400	43,900	37,800
7	127,100	94,100	68,800	53,800	46,100	39,500
8	131,600	97,700	71,800	56,400	48,200	40,900
9	135,900	101,200	74,900	59,000	50,300	42,100
10	139,900	104,700	78,000	61,600	52,400	43,100
11	143,900	107,600	81,100	64,100	54,500	44,100
12	147,100	110,500	84,100	66,600	56,400	45,000
13	149,900	113,100	87,100	69,100	58,300	45,900
14	152,400	115,700	90,000	71,500	60,100	
15	154,900	117,900	92,500	73,900	61,900	
16	157,400	120,100	95,000	76,300	63,700	
17	159,900	122,200	96,800	78,400	64,900	
18		124,300	98,400	80,500	66,100	
19		126,300	99,800	82,000	67,100	
20		128,300	101,200	83,300	68,100	
21			102,600	84,400		
22			104,000	85,500		

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	83,000	62,600	51,800	38,200	32,800
2	86,300	65,400	54,300	40,000	34,100
3	89,600	68,200	56,900	41,900	35,500
4	93,000	71,100	59,500	43,800	36,900
5	96,400	74,000	62,100	45,700	38,400
6	99,800	76,900	64,700	47,700	40,200
7	103,200	79,800	67,300	49,700	42,100
8	106,600	82,700	69,900	51,700	44,000
9	109,900	85,600	72,500	53,700	45,900
10	113,200	88,500	75,100	55,700	47,800
11	116,200	91,300	77,600	57,700	49,700
12	119,200	94,100	80,100	59,700	51,700
13	122,200	96,700	82,600	61,700	53,700
14	124,700	99,300	84,700	63,700	55,700
15	127,000	101,400	86,800	65,700	57,600
16	129,300	103,500	88,600	67,200	59,200
17	131,300	105,600	90,200	68,700	60,800
18	133,300	107,300	91,800	70,200	62,000
19	135,300	109,000	93,400	71,700	63,200
20		110,700	94,600	73,200	64,200
21		112,200	95,800	74,300	65,200
22		113,700	97,000	75,400	66,200
23		115,200	98,200	76,400	67,200
24		116,500		77,400	
25		117,800		78,400	
26		119,100		79,400	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 指定職俸給表

号 俸	俸 給 月 額	
	甲	乙
1	円 300,000	円 184,000
2	320,000	203,000
3	340,000	222,000
4	360,000	241,000
5	380,000	260,000
6	400,000	280,000
7	420,000	300,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

第二条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第十一条に次の一項を加える。

4 職員が児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による児童手当の支給を受ける場合において、当該児童手当に係る同法第四条第一項の支給要件児童（以下「支給要件児童」という。）のうちに当該職員の扶養親族たる者が三人以上あるときは、当該職員の扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、四百円に同法第六条第一項の規定による当該児童手当の額の算定の基礎となる数（その数が当該児童手当に係る支給要件児童のうちの扶養親族たる者の数から二を減じた数）をこえるときは、当該支給要件児童のうちの扶養親族たる者の数から二を減じた数）を乗じて得た額を減じた額とする。

別表第五の教育職俸給表を次のように改める。

二 教育職俸給表(四)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	138,300		60,600	48,000	35,600
2	143,200	81,100	63,900	50,400	38,100
3	148,100	85,200	67,200	52,800	40,900
4	153,000	89,400	70,800	55,200	43,800
5	157,900	93,600	74,400	57,700	46,400
6	162,800	97,800	78,000	60,500	48,800
7	167,700	102,000	81,600	63,400	51,200
8	172,500	106,200	85,200	66,300	53,600
9	177,000	110,500	89,400	69,200	56,100
10	181,500	114,800	93,600	72,100	58,700
11	186,000	119,100	97,800	75,000	61,300
12	190,100	123,900	102,000	77,900	63,900
13	194,100	128,700	106,200	81,200	66,500
14	197,000	133,500	109,900	84,500	69,100
15	199,800	138,400	113,400	87,800	71,700
16		143,300	116,600	91,200	74,200
17		148,200	119,800	94,600	76,700
18		153,100	122,800	97,900	79,200
19		158,000	125,800	101,200	81,700
20		162,900	128,800	104,500	84,000
21		167,100	131,800	107,800	86,300
22		170,100	134,400	110,900	88,200
23		173,100	137,000	114,000	90,100
24		176,100	138,900	117,100	91,500
25		178,900	140,800	120,100	92,900
26		181,700	142,700	122,700	94,300
27		184,500	144,600	125,300	95,700
28			146,500	127,500	97,100
29			148,400	129,700	
30				131,900	
31				134,100	
32				136,200	
33				137,900	
34				139,500	

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条並びに附則第九項、附則第十六項中国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)に係る部分及び附則第十七項の規定は、昭和四十七年一月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定は、昭和四十六年五月一日から適用する。ただし、改正後の法第十三条の四の規定は、同年十月一日から適用する。

(特定の号俸の切替等)

3 昭和四十六年五月一日(以下「切替日」という。)の前日においてその者の受ける号俸(以下「旧号俸」という。)が附則別表の旧号俸欄に掲げられていた号俸である職員(以下「特定号俸職員」という。)のうち、旧号俸が同表の期間欄に期間の定めのない号俸である職員及び旧号俸が同欄に期間の定めのある号俸である職員で切替日において旧号俸を受けていた期間(人事院の定める職員にあつては、人事院の定める期間を増減した期間。以下同じ。)が同欄に定める期間に達しているものの切替日における号俸は、旧号俸に対応する同表の新号俸欄に定める号俸とする。

4 特定号俸職員のうち、旧号俸が附則別表の期間欄に期間の定めのある号俸である職員で切替日において旧号俸を受けていた期間が同欄に定める期間に達していないものは、昭和四十六年七月一日、同年十月一日又は昭和四十七年一月一日のうち、切替日から起算して同欄に定める期間と切替日において旧号俸を受けていた期間との差に相当する期間を経過した日以後の直近の日に、旧号俸に対応する同表の新号俸欄に定める号俸を受けるものとし、その者の切替日から当該直近の日の前日までの間における俸給月額は、旧号俸に対応する同表の暫定俸給月額欄に定める額とする。

5 附則第三項の規定により切替日における号俸を決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後の法第八条第六項の規定の適用については、旧号俸を受けていた期間(旧号俸が附則別表の期間欄に期間の定めのある号俸である職員にあつては、旧号俸を受けていた期間から当該旧号俸に対応する同欄に定める期間を減じた期間)を切替日における号俸を受ける期間に通算する。

(最高号俸等の切替等)

6 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間(人事院規則で定める)は、人事院規則で定める。

(切替期間における異動者の号俸等)

7 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の法」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。この場合において、その俸給月額が附則別表の暫定俸給月額欄に定める額とされた職員の当該俸給月額を受けることがなくなつた日における号俸は、人事院が定める。

(切替日前の異動者の号俸等の調整)

8 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日

昭和四十六年十二月十日 衆議院會議録第二十二号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外二案

院規則で定める。

において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(切替等の規定の準用)

9 附則第六項及び前項の規定は、昭和四十七年一月一日前から引き続き教育職俸給表の適用を受ける職員の同日における号俸及び俸給月額

の切替等について準用する。

(旧号俸等の基礎)

10 附則第三項から前項までの規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、同法及びこれに基づき命令の規定に従って定められたものでなければなら

ない。

(改正後の法第八條の適用の経過措置)

11 改正後の法第八條の規定の切替日から昭和四十六年十二月三十一日までの間における適用については、同条第三項中「号俸」とあるのは「号俸又は一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第 号)附則別表の暫定俸給月額欄に定める俸給月額(次項において「暫定俸給月額」という。）」と、同条第四項中「号俸」とあるのは「号俸又は暫定俸給月額」とする。

12 附則別表の暫定俸給月額欄に定める俸給月額を受ける職員に関する改正後の法第八條第七項の規定の切替日から昭和四十六年十二月三十一日までの間における適用については、人事院規則で定める。

(給与の内払)

13 改正前の法の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

(人事院規則への委任)

14 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事

院規則で定める。

15 (筑波研究学園都市移転手当についての措置) 人事院は、この法律の施行の日から起算して十年以内に改正後の法第十三條の四に規定する筑波研究学園都市移転手当の改廃に関する措置を国会及び内閣に同時に勧告するものとする。

(国家公務員災害補償法等における就替等)

16 職員に筑波研究学園都市移転手当が支給される間、国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第四條第二項中「超過勤務手当」とあるのは「筑波研究学園都市移転手当、超過勤務手当」と、国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第五條第三項中「調整手当」とあるのは「調整手当及び筑波研究学園都市移転手当」と、大学の運営に関する臨時措置法(昭和四十四年法律第七十号)第八條第二号中「住居手当」とあるのは「住居手当、筑波研究学園都市移転手当」と、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和四十五年法律第十七号)第五條第一項中「住居手当」とあるのは「住居手当、筑波研究学園都市移転手当」と、国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第四條第二号中「第十三條の二、第十三條の三」とあるのは「第十三條の二から第十三條の四まで」とする。

(国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部改正) 国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「第十一条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第五条中「第十一条第三項」の下に「及び第四項」を加え、「第十二條第三項」を「第十二條第一項においてその例によることとされる一般職給与法第十一条第三項及び第四項」に改める。

附則別表

俸 給 表	職 務 の 等 級	旧 号 俸	新 号 俸	期 間	暫 定 俸 給 月 額
				月	円
行政職俸給表 (一)	8 等 級	1	2	3 6 9	35,600 36,800 38,100
		2	3		
		3	4		
		4	5		
		5	6		
		6	7		
税 務 職 俸 給 表	7 等 級	1	2	3 6 9	38,100 39,400 40,700
		2	3		
		3	4		
		4	5		
		5	6		
		6	7		
公安職俸給表 (一)	6 等 級	1	2	3 6 9	40,200 41,600 43,000
		2	3		
		3	4		
	7 等 級	1	2	3 6 9	40,200 41,600 43,000
		2	3		
		3	4		
公安職俸給表 (二)	7 等 級	1	2	3 6 9	38,500 39,900 41,400
		2	3		
		3	4		
		4	5		
		5	6		
		6	7		
海事職俸給表 (一)	5 等 級	1	2	3 6 9	42,300 44,300 46,300
		2	3		
		3	4		
		4	5		
		5	6		
		6	7		
教育職俸給表 (一)	5 等 級	1	2	3 6 9	35,600 37,000 38,500
		2	3		
		3	4		

俸 給 表	職 務 の 等 級	旧 号 俸	新 号 俸	期 間	暫 定 俸 給 月 額
教育職俸給表 (一)	2 等 級	1	2	月 9	円 41,000
	3 等 級	1	2	3 6 9	36,800 38,300 39,900
		2	3		
		3	4		
		4	5		
		5	6		
教育職俸給表 (二)	2 等 級	1	2	3 6 9	36,800 38,300 39,900
	3 等 級	1	2	3 6 9	36,800 38,300 39,900
		2	3		
		3	4		
		4	5		
		5	6		
教育職俸給表 (四)	5 等 級	1	2	3 6 9	36,800 38,300 39,900
		2	3		41,000
研 究 職 俸 給 表	4 等 級	1	2	3 6 9	35,600 36,900 38,300
	5 等 級	1	2	3 6 9	35,600 36,900 38,300
		2	3		
		3	4		
		4	5		
		5	6		
医 療 職 俸 給 表 (一)	5 等 級	1	2	3 6 9	35,600 37,000 38,400
	6 等 級	1	2	3 6 9	35,600 36,800 38,100
		2	3		
		3	4		
		4	5		
		5	6		

理 由

人事院の国会及び内閣に対する昭和四十六年八月十三日付勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額を改定し、並びに初任給調整手当、扶養手当及び期末手当の額の改定を行なうとともに、筑波研究学園都市移転手当の新設を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特別職の職員に給与に関する法律及び沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十六年十月十八日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

特別職の職員に給与に関する法律及び沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法の一部を改正する法律

(特別職の職員に給与に関する法律の一部改正)

第一条 特別職の職員に給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「八千三百円」を「九千円」に、「一万六千四百円」を「一万七千三百円」に改める。

第七条の二に次のただし書を加える。

ただし、同法第十九条の三第二項において人事院規則で定めるところとされている事項については、政令で定めるものとする。

第九条中「八千三百円」を「九千円」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一

官 職 名	俸 給 月 額
内閣総理大臣	六六六、五〇〇円
国務大臣	
会計検査院長	四八三、二〇〇円
人事院総裁	
内閣法制局長官	
公正取引委員会委員長	四五〇、〇〇〇円

昭和四十六年十二月十日 衆議院會議録第二十二号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外二案

三八六

宮内庁長官	
検査官(会計検査院長を除く。) 人事官(人事院総裁を除く。) 政務次官	四二〇、〇〇〇円
内閣官房副長官 総理府総務副長官 侍従長	四一〇、〇〇〇円
国家公安委員会委員 公正取引委員会委員 土地調整委員会委員長 地方財政審議会会長 中央公害審査委員会委員長 式部官長	四〇〇、〇〇〇円
土地調整委員会委員 首都圏整備委員会の常勤の委員 社会保険審査会の委員長及び委員 労働保険審査会委員 行政監理委員会委員 地方財政審議会委員 原子力委員会の常勤の委員 公共企業体等労働委員会の常勤の公益を代表する委員 科学技術会議の常勤の議員 宇宙開発委員会の常勤の委員 土地鑑定委員会の常勤の委員 中央公害審査委員会の常勤の委員	三六〇、〇〇〇円

別表第二

運輸審議会委員 東宮大夫	
官 職 名	俸 給 月 額
大使	五号俸 四五〇、〇〇〇円 四号俸 四一〇、〇〇〇円 三号俸 四〇〇、〇〇〇円 二号俸 三六〇、〇〇〇円 一号俸 三二〇、〇〇〇円
公使	四号俸 四一〇、〇〇〇円 三号俸 四〇〇、〇〇〇円 二号俸 三六〇、〇〇〇円 一号俸 三二〇、〇〇〇円

別表第三

秘書官	
官 職 名	俸 給 月 額
	八号俸 一五四、五〇〇円 七号俸 一四〇、〇〇〇円 六号俸 一二五、五〇〇円 五号俸 一二二、〇〇〇円 四号俸 九九、五〇〇円 三号俸 八八、〇〇〇円 二号俸 七八、〇〇〇円 一号俸 七〇、五〇〇円

(沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法の一部改正)

第二条 沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法(昭和四十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「三十九万円」を「四十一万円」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の特別職の職員の給与に関する法律及び沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法(以下「給与法等」という。)の規定は、昭和四十六年五月一日から適用する。

2 旧日本万国博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法(昭和四十二年法律第十二号。以下「法律第十二号」という。)第二条に規定する日本万国博覧会政府代表の昭和四十六年五月一日から同年九月十二日までの期間に係る俸給月額は、同法第六条の規定にかかわらず、四十一万円であつたものとする。

3 この法律による改正前の給与法等の規定又は法律第十二号の規定に基づいて昭和四十六年五月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に特別職の職員に支払われた給与は、それぞれ

この法律による改正後の給与法等の規定又は法律第十二号及び前項の規定による給与の内払とみなす。

理 由

一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

右
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案
国会に提出する。

昭和四十六年十月十八日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律

防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「七千三百三十円」を「七千九百四十円」に改める。

第十八条の二後段を次のように改める。

ただし、営外手当を受ける職員に支給する期末手当及び勤勉手当の額(勤勉手当の支給の限度額を含む。)の計算の基礎となる俸給等の合計額は、一般職の国家公務員の例による場合の合計額に営外手当の月額を加えた額とし、一般職給与法第十九条の三第二項及び第十九条の四第二項において人事院規則で定めることとされている事項は、政令で定めるものとする。

第二十五条第二項中「一万六千五百円」を「二万円」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 参事官等俸給表

号 俸	指 定 職		職務の 等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	俸 給 月 額			号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	甲	乙					
1	円 300,000	円 184,000	1	円 139,700	円 104,800	円 —	円 62,600
2	320,000	203,000	2	146,400	109,600	92,000	65,800
3	340,000	222,000	3	153,100	114,600	95,900	69,000
4	360,000	241,000	4	159,900	119,700	99,900	72,300
5	380,000	260,000	5	166,700	124,900	104,000	76,500
6	400,000	280,000	6	173,500	130,100	108,100	80,100
7		300,000	7	180,300	135,300	112,200	83,700
			8	187,200	140,500	116,300	87,400
			9	194,100	145,600	120,400	91,100
			10	200,900	150,400	124,400	94,900
			11	205,900	155,100	128,300	98,700
			12	209,800	159,100	131,900	102,600
			13	213,600	162,500	135,400	106,500
			14	216,700	165,300	138,900	110,300
			15	219,800	168,000	141,400	113,900
			16		170,700	143,900	117,200
			17			146,400	120,500
			18			148,800	123,500
			19				126,500
			20				128,800
			21				131,100
			22				133,300
			23				135,500

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で指定するものとする。

2等陸尉 2等海尉 2等空尉	3等陸尉 3等海尉 3等空尉	准陸尉 准海尉 准空尉	1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹	3等陸曹 3等海曹 3等空曹	陸士長 士士長 海士長 空士長	1等陸士 1等海士 1等空士	2等陸士 2等海士 2等空士	3等陸士 3等海士 3等空士
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円 61,900	円 58,800	円 55,700	円 47,700	円 41,900	円 39,200	円 35,000	円 33,200	円 30,000	円 28,700
65,000	60,200	58,700	50,700	44,800	41,800	37,000	35,000		
68,200	61,700	61,700	53,700	47,700	44,600	39,200	37,000		
71,400	64,700	64,700	56,700	50,700	47,500	41,300	39,100		
74,600	67,700	67,700	59,700	53,700	50,400	43,400			
77,700	70,700	70,700	62,700	56,700	53,100	45,300			
80,800	73,700	73,700	65,700	59,700	55,200				
83,800	76,700	76,600	68,600	62,600	57,200				
86,700	79,600	79,500	71,400	65,400	59,100				
89,600	82,500	82,400	74,200	68,000	60,800				
92,300	85,400	85,200	77,000	70,100	62,500				
95,000	88,300	88,000	79,700	72,200	64,200				
97,700	91,000	90,700	82,400	74,300	65,900				
100,300	93,700	93,400	85,100	76,400	67,600				
102,900	96,400	96,000	87,700	78,400	69,100				
105,500	99,000	98,600	90,200	80,100	70,600				
108,100	101,600	101,200	92,700	81,800					
110,700	104,200	103,800	95,200	83,400					
113,100	106,800	106,300	97,600						
115,100	109,400	108,800	100,000						
	111,200	110,600	101,800						

の官職を占める者で政令で指定するものとする。

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十項の規定は、昭和四十七年一月一日から施行する。

2 この法律による改正後の防衛庁職員給与法(以下「新法」という。)の規定は、昭和四十六年五月一日から適用する。

(俸給の切替え)

3 昭和四十六年五月一日(以下「切替日」という。)における職員の俸給月額、次項及び第五項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級(自衛官にあつては、階級。以下同じ。)におけるその者が受けていた俸給月額に対応する号俸と同一の当該職務の等級における号俸による額とする。

(特定の俸給月額の切替え等)

4 切替日の前日においてその者の受けていた俸給月額(以下「旧俸給月額」という。)が附則別表の旧俸給月額欄に掲げられている俸給月額である職員(以下「特定俸給月額職員」という。)のうち、旧俸給月額が同表の期間欄に期間の定めのない俸給月額である職員及び旧俸給月額が同欄に期間の定めのある俸給月額である職員で切替日において旧俸給月額を受けていた期間(総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間。以下同じ。)が同欄に定める期間に達しているものの切替日における俸給月額は、旧俸給月額に対応する同表の新俸給月額欄に定める俸給月額とする。

5 特定俸給月額職員のうち、旧俸給月額が附則別表の期間欄に期間の定めのある俸給月額で切替日において旧俸給月額を受けていた期間が同欄に定める期間に達していないものは、昭和四十六年七月一日、同年十月一日又は昭和四十七年一月一日のうち、切替日から起算して同欄に定める期間と切替日において旧俸給月額を受けていた期間との差に相当する期間を経過した日以後の直近の日に、旧俸給月額に対応する同表の新俸給月額欄に定める俸給月額を受けるものとし、その者の切替日から当該直近の日の前日までの間における俸給月額は、旧俸給月額に対応する同表の暫定俸給月額欄に定める俸給月額とする。

6 附則第三項及び第四項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員に対する切替日以降における最初の新法第五条第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。)第八条第六項の規定の適用については、旧俸給月額を受けていた期間(旧俸給月額が附則別表の期間欄に期間の定めのある俸給月額である職員にあつては、旧俸給月額を受けていた期間から当該旧俸給月額に対応する同欄に定める期間を減じた期間)を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。

別表第二 自衛官俸給表

階 級 号	陸海空			將 將	陸海空	補 補	1等陸佐 1等海佐 1等空佐	2等陸佐 2等海佐 2等空佐	3等陸佐 3等海佐 3等空佐	1等陸尉 1等海尉 1等空尉
	俸 給 月 額			俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	甲	乙	丙							
1	300,000	184,000	149,900	128,600	107,700	91,700	—	—	—	71,900
2	320,000	203,000	156,600	133,900	112,700	95,400	87,600	—	—	75,200
3	340,000	222,000	163,500	139,200	117,800	99,300	91,300	—	—	78,600
4	360,000	241,000	170,500	144,600	123,100	103,200	95,000	—	—	82,000
5	380,000	260,000	177,500	149,900	128,400	107,100	98,900	—	—	85,500
6	400,000	280,000	184,500	155,100	133,700	111,000	102,800	—	—	89,000
7		300,000	191,500	160,300	139,000	115,100	106,500	—	—	92,600
8			198,400	165,000	144,400	119,300	110,200	—	—	96,200
9			205,300	168,900	149,600	123,500	113,900	—	—	99,800
10			210,600	172,200	154,100	127,700	117,500	—	—	103,400
11			214,600	175,300	158,600	131,800	121,100	—	—	107,000
12			218,500	178,200	162,300	135,900	124,600	—	—	110,500
13				181,000	165,600	139,900	127,600	—	—	114,000
14				183,800	168,200	143,500	130,600	—	—	117,000
15					170,800	147,100	133,300	—	—	119,800
16						150,700	135,700	—	—	122,500
17						153,300	138,000	—	—	124,500
18						155,800	140,200	—	—	126,500
19						158,300	142,100	—	—	128,400
20						160,800	144,000	—	—	
21						163,200	145,900	—	—	
22						165,600		—	—	

備考 この表の陸將、海將及び空將の甲欄又は乙欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、統合幕僚会議の議長その他

- 7 (最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等)
切替日の前日において職務の等級の最高の号俸による俸給月額又はこれをこえる俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に連算されることとなる期間は、総理府令で定める。
- 8 (切替期間に異動した職員の俸給月額等)
切替日からこの法律の施行日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この法律による改正前の防衛庁職員給与法(以下「旧法」という。)の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第 号)第一条の規定による改正前の一般職給与法別表第一、別表第四若しくは別表第五(ハを除く。)から別表第八までの適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定める。この場合において、その俸給月額を附則別表の暫定俸給月額欄に定める額とされた職員の当該俸給月額を受けることがなくなつた日における俸給月額は、総理府令で定める。
- 9 (切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の俸給月額等の調整)
切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の切替日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、
- 10 (切替等の規定の準用)
附則第三項、第七項及び前項の規定は、防衛庁職員給与法第四条第二項の規定に基づき昭和四十七年一月一日前から引続き一般職給与法別表第五ニ教育職俸給表の適用を受ける職員の同日における俸給月額の切替え等について準用する。
- 11 (旧俸給月額等の基礎)
附則第三項から前項までの規定の適用については、旧法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた俸給月額は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。
- 12 (新法第五条の適用の経過措置)
新法第五条の規定の切替日から昭和四十六年十二月三十一日までの間における適用については、同条第一項本文中「俸給月額」とあるのは「俸給月額又は防衛庁職員給与法の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第 号)附則別表の暫定俸給月額欄に定める俸給月額」とする。
- 13 附則別表の暫定俸給月額欄に定める俸給月額を受ける職員に関する新法第五条第三項において準用する一般職給与法第八条第七項の規定の切替日から昭和四十六年十二月三十一日までの間における適用については、政令で定める。
- 14 (給与の内払)
旧法の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。
- 15 (政令への委任)
附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則別表

俸 給 表	職務の等級	旧 俸 給 月 額	新 俸 給 月 額	期 間	暫定俸給月額
		円	円	月	円
行政職俸給表 (一)	8 等 級	26,200	31,000		
		27,300	32,100		
		28,400	33,200		
		29,500	34,400		
		30,700	36,100	3	35,600
		31,900	37,800	6	36,800
		33,200	39,500	9	38,100
海事職俸給表 (一)	5 等 級	31,300	36,800		
		32,700	38,200		
		34,600	40,300		
		36,600	43,200	3	42,300
		38,600	46,100	6	44,300
		40,600	49,000	9	46,300
教育職俸給表 (一)	5 等 級	30,700	36,200	3	35,600
		32,100	38,200	6	37,000
		33,600	40,300	9	38,500
教育職俸給表 (二)	2 等 級	36,100	43,800	9	41,000
	3 等 級	28,400	33,200		
		29,500	34,400		
		30,700	35,600		
		31,900	37,600	3	36,800
		33,400	39,700	6	38,300
		35,000	42,100	9	39,900
教育職俸給表 (四)	5 等 級	31,900	38,100	3	36,800
		34,000	40,900	6	38,900
		36,100	43,800	9	41,000

俸 給 表	職務の等級	旧 俸 給 月 額	新 俸 給 月 額	期 間	暫定俸給月額
		円	円	月	円
研究職俸給表	4 等 級	30,700	36,200	3	35,600
		32,000	38,000	6	36,900
		33,400	39,800	9	38,300
	5 等 級	26,200	31,000		
		27,300	32,100		
		28,400	33,200		
		29,500	34,400		
医療職俸給表 (一)	5 等 級	30,700	36,200	3	35,600
		32,100	38,000	6	36,900
		33,500	39,900	9	38,400
	6 等 級	27,300	32,100		
		28,400	33,200		
		29,500	34,400		
		30,700	36,100	3	35,600
自衛官俸給表	3 等 陸 曹				
		34,000	41,800	9	39,500
	陸 士 長	30,800	37,000	3	36,400
		32,300	39,200	6	37,900
		33,900	41,300	9	39,400
	1 等 陸 士	31,000	37,000	3	36,300
	1 等 海 士				
	1 等 空 士	32,300	39,100	6	37,800

昭和四十六年十二月十日 衆議院会議録第二十二号 一般職の職員に給与に関する法律の一部を改正する法律案外一案

理由

一般職の国家公務員の例に準じて、防衛庁職員
の俸給月額等を改定する必要がある。これが、こ
の法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。内
閣委員長伊能繁次郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔伊能繁次郎君登壇〕

○伊能繁次郎君 ただいま議題となりました三法
案につきまして、内閣委員会における審議の経過
並びに結果を御報告申し上げます。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正
する法律案は、本年八月十三日付の人事院勧告に
基づいて、全俸給表の全俸給月額、医師の初任給
調整手当、扶養手当、期末・勤続手当の改定、筑
波研究学園都市移転手当の新設等を勧告どおりに
実施しようとするものであります。

次に、特別職の職員の給与に関する法律及び沖
縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に
関する臨時措置法の一部を改正する法律案は、一
般職職員の給与改定に伴い、特別職職員の俸給月
額等の改定を行なうとするものであります。

次に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律
案は、一般職職員の給与改定の例に準じ、防衛庁
職員の俸給月額の改定等を行なうとするもので
あります。

以上、三法案は十月十八日本院に提出され、一
般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する
法律案は十月二十一日、他の二法案は十月十八
日、それぞれ本委員会に付託され、十月二十八日
政府より提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行
ない、十二月九日質疑を終了、討論もなく、直ち
に採決の結果、一般職の職員の給与に関する法律
の一部を改正する法律案は、全会一致をもって原

案のとおり可決すべきものと決し、他の二法案
は、いずれも多数をもって原案のとおり可決すべ
きものと決しました。

なお、一般職の職員の給与に関する法律の一部
を改正する法律案に対しては、自由民主党、日本
社会党、公明党、民社党及び日本共産党の五党共
同提案により附帯決議が全会一致をもって付され
ました。

附帯決議の内容は次のとおりであります。

国家公務員の給与改定については、実施時期
に関する国会審議の経緯並びに民間における賃
金改定の実情にかんがみ、その実施時期を四月
一日とするよう配慮すべきである。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) これより採決に入ります。

まず、日程第一につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議あり
ませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よっ
て、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第二及び第三の両案を一括して採決
いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決でありま
す。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸
君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、両案とも
委員長報告のとおり可決いたしました。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法
律の一部を改正する法律案(議院運営委員
長提出)

○藤波孝生君 議事日程追加の緊急動議を提出し
たします。

すなわち、議院運営委員長提出、国会議員の歳
費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案外二案 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正す
る法律案は、委員会の審査を省略してこの際これ
を上程し、その審議を進められんことを望みま
す。

○議長(船田中君) 藤波孝生君の動議に御異議あ
りませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よっ
て、日程は追加せられました。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律
の一部を改正する法律案を議題といたします。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法
律の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

提出者 議院運営委員長 田澤 吉郎

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する
法律の一部を改正する法律
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律
(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように
改正する。

第十一条の二第二項前段中「受けるべき歳費月
額の下に」及びその歳費月額に百分の二十五をこ
えない範囲内で両議院の議長が協議して定める割
合を乗じて得た額の合計額を加える。

附則
1 この法律は、公布の日から施行し、この法律
による改正後の国会議員の歳費、旅費及び手当
等に関する法律(以下「法」という。)の規定は、
昭和四十六年五月一日から適用する。

2 この法律による改正前の法の規定に基づいて
昭和四十六年五月一日からこの法律の施行の日
の前日までの間に各議院の議長、副議長及び議
員に支払われた期末手当は、この法律による改
正後の法の規定による期末手当の内払とみな
す。

理由

特別職の国家公務員の期末手当の額の改定に伴
い、国会議員の期末手当の額を改定する必要がある。
これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の趣旨弁明を許しま
す。議院運営委員会理事中川一郎君。

〔中川一郎君登壇〕

○中川一郎君 ただいま議題となりました国会議
員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を
改正する法律案について、提案の趣旨を御説明申
し上げます。

この法律案は、国家公務員の給与法の改正によ
り、公務員の期末手当の算定基礎額が改められる
に伴い、国会議員の期末手当につきましても同様
の措置を講じようとするものであります。本年
六月分の期末手当から適用しようとするものであ
ります。

本案は、議院運営委員会において起草、提出し
たものであります。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げ
ます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は可
決いたしました。

○議長(船田中君) 本日は、これにて散会いたし
ます。

午後二時十一分散会

昭和四十六年十二月十日 衆議院會議録第二十二号 朗読を省略した議長の報告

出席國務大臣

國務大臣 江崎 真澄君
國務大臣 山中 貞則君

○朗読を省略した議長の報告

(議決通知)

一、去る三日、本院は次の件を議決した旨内閣に通知した。
日本放送協会昭和四十四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

(政府委員承認)

一、去る三日、船田議長は、佐藤内閣総理大臣申し出の、次の者を第六十七回国会政府委員に任命することを承認した。
科学技術庁研究調整局長 千葉 博

(政府委員任命)

一、去る三日、佐藤内閣総理大臣から船田議長あて、三日議長において承認した千葉博を同日第六十七回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。
(通知書受領)

一、去る八日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律
法務省設置法の一部を改正する法律
国家公務員法等の一部を改正する法律

国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律
(報告書受領)

一、去る八日、内閣から次の報告書を受領した。
昭和四十五年度(出納整理期間を含む。)における予算使用の状況
(議席変更)

一、去る四日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。
二七五 江崎 真澄君
四三三 西村 直己君

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
文教委員

辞任

補欠

堀田 政孝君 小沢 一郎君
三木 喜夫君 美濃 政市君
小沢 一郎君 堀田 政孝君
美濃 政市君 三木 喜夫君
農林水産委員
辞任 補欠

角屋堅次郎君 中澤 茂一君
美濃 政市君 三木 喜夫君
中澤 茂一君 角屋堅次郎君
三木 喜夫君 美濃 政市君

運輸委員

辞任

補欠

宮井 泰良君 小沢 新次君
小沢 新次君 宮井 泰良君

辞任

補欠

林 幸矩君 宮井 泰良君
宮井 泰良君 林 幸矩君
江崎 真澄君 西村 直己君

決算委員

辞任

補欠

中澤 茂一君 角屋堅次郎君
角屋堅次郎君 中澤 茂一君

辞任

補欠

松本 善明君 寺前 巖君
一、去る七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員

辞任

補欠

華山 親義君 橋崎弥之助君
橋崎弥之助君 華山 親義君
地方行政委員
辞任 補欠

山本 幸一君 中谷 鉄也君
林 百郎君 青柳 盛雄君
中谷 鉄也君 山本 幸一君
法務委員

辞任

補欠

青柳 盛雄君 林 百郎君

辞任

補欠

田村 元君 木村 武雄君

辞任

補欠

木村 武雄君 田村 元君

辞任

補欠

中谷 鉄也君 山本 幸一君
山本 幸一君 中谷 鉄也君

辞任

補欠

青柳 盛雄君 林 百郎君
一、去る八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
地方行政委員

辞任

補欠

法務委員

辞任

補欠

林 百郎君 青柳 盛雄君
一、昨九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員

辞任

補欠

笠岡 喬君 細田 吉藏君
中山 利生君 古屋 亨君
古屋 亨君 中山 利生君
細田 吉藏君 笠岡 喬君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る三日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
沖繩及び北方問題に関する特別委員

辞任 補欠

大野 明君	加藤 陽三君
西銘 順治君	正示啓次郎君
石川 次夫君	堀 昌雄君
武部 文君	檜崎弥之助君
堀 昌雄君	武部 文君
堀 昌雄君	石川 次夫君

一、去る四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
沖繩及び北方問題に関する特別委員

辞任 補欠

宇田 國榮君	大野 明君
加藤 陽三君	渡部 恒三君
關谷 勝利君	小此木彦三郎君
田中伊三次君	羽田 孜君
武藤 嘉文君	森下 元晴君
小此木彦三郎君	關谷 勝利君
羽田 孜君	田中伊三次君
村田敬次郎君	宇田 國榮君
森下 元晴君	武藤 嘉文君
渡部 恒三君	加藤 陽三君

一、去る七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
沖繩及び北方問題に関する特別委員

辞任 補欠

一、去る八日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
沖繩及び北方問題に関する特別委員

辞任 補欠

武部 文君	中谷 鉄也君
二見 伸明君	島居 一雄君
島居 一雄君	瀬野栄次郎君
中谷 鉄也君	武部 文君
瀬野栄次郎君	二見 伸明君

一、昨九日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
沖繩及び北方問題に関する特別委員

辞任 補欠

武部 文君	松浦 利尚君
二見 伸明君	樋上 新一君
松浦 利尚君	西宮 弘君
西宮 弘君	武部 文君
樋上 新一君	二見 伸明君

(議案提出)

一、今日、委員長から提出した議案は次のとおりである。
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

(議案送付)
一、去る三日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

のとおりである。

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案
一、去る三日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案
国家公務員法等の一部を改正する法律案
科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)
一、去る八日、参議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案

一、去る八日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国家公務員法等の一部を改正する法律案
国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律案

一、去る八日、参議院において、第六十五回国会及び第六十六回国会において本院で継続審査をした次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

法律省設置法の一部を改正する法律案

(質問書提出)
一、去る四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

沖繩における軍用地問題に関する質問主意書
(中谷鉄也君提出)

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
議案の要旨及び目的

本案は、昭和四十六年八月十三日付の給与改定に関する人事院勧告を、勧告どおり五月一日から実施しようとするもので、その要旨は、次のとおりである。

1 全俸給表の全俸給月額を改め、指定職以外の俸給表については、四千八百円ないし一万五千六百円引き上げた額とし、指定職俸給表甲については一律二万円、指定職俸給表乙については一万六千円ないし二万円引き上げた額とする。

なお、教育職俸給表については、昭和四十七年一月一日から義務教育諸学校等の教育職員に対し教職調整額が支給されることとの均衡を考慮して、同年一月一日から再び改定することとしている。

2 医療職俸給表(イ)の適用を受ける職員の初任給調整手当について、支給月額の限度を四万五千円から八万円に引き上げ、支給期間の限度を二十年から三十年に延長するとともに、その通減方法を改める。

3 扶養手当の支給月額を、配偶者については

昭和四十六年十二月十日 衆議院會議録第二十二号 議案に関する報告書

千七百円から二千二百円に引き上げ、満十八歳未満の子のうち二人までについてはそれぞれ六百元を支給することとし、配偶者を欠く職員の子のうち一人については千二百円から千四百円に引き上げる。

なお、児童手当法による児童手当の算定の基礎となる子については、同法が施行される昭和四十七年一月一日から扶養手当を支給しないこととする。

4 新たに筑波研究学園都市移転手当を設け、試験研究機関等に所属する職員で、その所属機関の筑波学園地区への移転に伴い、当該地区に在勤することとなつたもの等に対し、当分の間、同手当を支給することとし、その支給月額、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額の百分の八をこえない範囲内で人事院規則で定める額とする。

なお、同手当は、期末手当等の計算の基礎とし、休職者についても所定の割合を支給する等関係規定を整備するほか、調整手当との調整等については、人事院規則で定めることとする。

(昭和四十六年十月一日から実施)

5 期末・勤勉手当について、六月に支給する期末手当の支給割合を〇・一月分増額して一・一月分とするともに、人事院規則で定める管理監督の地位にある職員については、俸給月額の百分の二十五をこえない範囲内で

人事院規則で定める割合を乗じて得た額を、期末・勤勉手当の算定の基礎としている給与の額に加えることとする。

6 委員、顧問、参事等の非常勤職員に対する手当について、支給日額の限度を八千三百円から九千円に引き上げる。

そのほか、附則において、俸給月額の変更及び所要の経過措置等について規定している。

二 議案の可決理由

昭和四十六年八月十三日付の一般職の職員の給与改定に関する人事院勧告の趣旨にかんがみ、本案は妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、約九百三十八億円である。

右報告する。

昭和四十六年十二月九日

内閣委員長 伊能繁次郎
衆議院議長 船田 中殿

〔別紙〕

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

国家公務員の給与改定については、実施時期に関する国会審議の経緯並びに民間における賃金改

定の実情にかんがみ、その実施時期を四月一日とするよう配慮すべきである。

右決議する。

特別職の職員の給与に関する法律及び沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、一般職職員の給与改定に伴い、特別職職員についてもその俸給月額の変更等を行ない、昭和四十六年五月一日から実施しようとするもので、その要旨は、次のとおりである。

1 内閣総理大臣等の俸給月額については、内閣総理大臣(現在六十六万六千五百円)及び国務大臣等(現在四十八万三千二百円)はすえ置き、内閣法制局長官等は四十五万円とし、政務次官以下については一般職職員の指定職俸給表の改定に準じ、四十二万円ないし三十六万円とする。(いずれも二万円増額)

2 大使及び公使の俸給月額については、国務大臣と同額の俸給を受ける大使はすえ置き、大使五号俸は四十五万円とし、大使及び公使四号俸以下については、一般職職員の指定職俸給表の改定に準じ、四十二万円ないし三十一万円とする。(いずれも二万円増額)

3 秘書官の俸給月額については、一般職職員

俸)ないし七万五百円(一号俸)とする。(二万四千円ないし八千円増額)

4 常勤の委員に日額の手当を支給する場合の支給限度額を一万七千三百円とする。(九百円増額)

5 非常勤の委員に支給する手当の支給限度額を日額九千円とする。(七百円増額)

6 期末手当については、一般職職員の期末手当に関する措置に準じ、所要の改正を行なうこととする。

7 沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表及び旧日本万国博覧会政府代表の俸給月額を、大使四号俸に準じ、四十一万円とする。

二 議案の可決理由

一般職の職員の給与改定の実情等にかんがみ、本案の趣旨は妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、約一億円である。

右報告する。

昭和四十六年十二月九日

内閣委員長 伊能繁次郎
衆議院議長 船田 中殿

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、今般提出された一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律案の例に準じて、防衛庁職員の俸給月額の改定等を、昭和四十六年五月一日から実施しようとするもので、その要旨は、次のとおりである。

1 参事官等及び自衛官の俸給月額を、一般職職員の例に準じて改定する。

2 防衛大学校学生の学生手当の月額を、一万六千五百円から二万円に増額する。

3 營外居住者に対する營外手当の月額を、七千三百三十円から七千九百四十円に増額する。

4 一般職職員の例によることとしている期末手当及び勤勉手当の算定の基礎となる額の改定に伴い、規定を改める。

なお、事務官等の俸給、扶養手当、医師及び歯科医師である自衛官又は事務官等に対する初任給調整手当等については、一般職の職員の給与に關する法律の規定を準用しているので、同法の改正によつて同様の改定が行なわれることとなる。

その他、附則において、俸給の切替え及び所要の経過措置等について規定している。

二 議案の可決理由

防衛庁職員の給与は、一般職の職員の給与との権衡を考慮して定められている実情等にかんがみ、本案の趣旨は妥当と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、約四百三億円であら。

右報告する。

昭和四十六年十二月九日

内閣委員長 伊能繁次郎

衆議院議長 船田 中殿

衆議院會議録第二十号中正誤

へん 段 行

誤

三六 四 三 換口気

三六 四 三 換口気

何といつても

換口気

正

昭和四十六年十二月十日 衆議院會議録第二十二号

三九六

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価

一部五十円

(送料別)

発行所

東京都港区赤坂美町二番地 郵便番号一〇七

大蔵省印刷局

電話 東京 五八二 四四二(代)